

令和5年12月13日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

産業建設委員会
委員長 渡辺 一美

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 12月13日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、立地適正化計画への防災指針追加に係る改定概要について、公営住宅等再編整備計画（素案）について執行部より説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、スキー場の民営化進捗状況及び須原スキー場駐車場について、商工会合併の進捗状況について、令和4年度緊急経済対策事業（魚沼市プレミアム付商品券事業、省エネルギー設備等更新支援事業）の検証について、農協合併について、ガス託送料金の減額改定について、水の郷工業団地ガス製造所の気化器修繕について執行部から説明を受け、質疑を行った。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 107 号 魚沼市総合案内及び物産販売施設条例の一部改正について
- (2) 議案第 110 号 指定管理者の指定について（堀之内物産館）

2 調査事件

(3) 所管事務調査について

- (1) 立地適正化計画への防災指針追加に係る改定概要について
- (2) 公営住宅等再編整備計画（素案）について

(4) 閉会中の所管事務等の調査について

(5) その他

- (1) スキー場の民営化進捗状況及び須原スキー場駐車場について
- (2) 商工会合併の進捗状況について
- (3) 令和 4 年度緊急経済対策事業の検証について
 - ・ 魚沼市プレミアム付商品券事業の検証について
 - ・ 省エネルギー設備等更新支援事業の検証について
- (4) 農協合併について
- (5) ガス託送料金の減額改定について
- (6) 水の郷工業団地ガス製造所の気化器修繕について

3 日 時 令和 5 年 12 月 13 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 桑原郁夫、星 直樹、浅井宏昭、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、星産業経済部長、山内ガス水道局長、吉田産業経済部副部長、
鈴木観光課長、斉藤都市整備課長、渡辺施設課長 大桃業務課庶務係長

8 書記 坂大議会事務局長、和田議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。そ

れでは、まず本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第 107 号 魚沼市総合案内及び物産販売施設条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 1、議案第 107 号 魚沼市総合案内及び物産販売施設条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

浅井委員 使用料について少しお聞きします。堀之内物産館は 1 平方メートル当たりが 500 円、深雪の里が 100 円とあります。あと、守門特産品販売所が 260 円となっているんですけども、この値段の設定というのは何か基準があつてされているのでしょうか。

鈴木観光課長 使用料の関係ですが、まずもつてこのイメージとしては敷地貸しの場合の料金設定ということになりますけれど、ほかの施設につきましても、設置時のいろいろ建設費等々を含めて設定をされたものと解しております。今回の堀之内物産館につきましても、同様に今の庁舎の建物を平米当たり貸し付けた場合の単価で条例の制定をしておるところでありますし、ほかの施設につきましても今時点の施設の維持費を踏まえて料金改定を検討しているところです。堀之内につきましても、今時点の建物の維持費から算定をした平米当たりの料金ということで設定をさせてもらった経緯でございます。

佐藤（肇）委員 先ほどの浅井委員の質問にも関連するんですが、貸し付ける部分、使っていただける部分なんですが、共有部分というのにも含まれるのでしょうか。1 階に新たにトイレ整備をされたりとか、また何かイベントを実施されるときはそこを恐らく使うのではないかと思うんですが、そういった部分です。それからもう一つは、外の部分についてその都度申請対応をされるのかどうか。併せてお聞きしたいと思います。

鈴木観光課長 共有部分についての貸し付けは行いません。現在、提案をさせてもらっている指定管理区域内の売り場の一部を貸すというような形の際に適用される内容となっております。

佐藤（肇）委員 トイレとかは当然一般の方が使われるわけですし、1 階の部分は物産館のトイレみたいな扱いになるんじゃないのか。指定管理の方がその掃除とかを含めてやられるのか、それともほかの 2 階・3 階等も含めたような中で管理をされるのでしょうか。

鈴木観光課長 1 階部分のトイレにつきましても、現指定管理者の管理下において行う。それ以外の共有部分としまして、例えば 1 階部分から上がるエレベーターだったり、あと職員等が入る風除室や違う入り口、共有部分は全体の中で管理をしていくという区分けにしております。

佐藤（肇）委員 今回予定されている面積はどれぐらいになりますか。以前、改修工事に当たって平面図を見せていただき、ここの部分だよということで協議はされたんですけど、今回この条例で縛る部分の面積というのは幾らぐらいですか。

鈴木観光課長 旧庁舎の 1 階部分の総面積としては 691 平方メートルあるところですけども、共用部分を除いた 617 平方メートルが指定管理者への管理区域ということになります。

佐藤（敏）委員 先ほど聞いたんですけども、どう見ても深雪の里が 100 円で、守門特産品販売所が 260 円というのはおかしいと思います。もう一回お願いします。

鈴木観光課長 当時建物を建てたときの、旧町村の考え方で今の条例の内容になっております。現在のエネルギー高騰価格、他の施設の契約も踏まえて今度条例改正をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

佐藤（敏）委員 ご理解してくださいということですが、理解ができない。いかがでしょう。

鈴木観光課長 それぞれの建物を旧町村に設置したときのいろいろな計算式の中で、もしもその場所を貸した場合での料金ということで設定をさせていた条例です。委員の御指摘のとおり、適宜その実態に合わせて改善をしていくのが適正であると理解をしているところですが、今回のエネルギー価格等々高騰の中で、併せて物産館全体の使用料の見直しをさせていただきたいと思っておりますので、再度御理解いただければと思っております。

佐藤（敏）委員 話は分からなくもないですが、やはり現実を比較した場合あまりにもおかしいという気がします。再度、改正なり検討いただけないものか伺います。

鈴木観光課長 改正はさせていただくことで今内部で調整をしておりますので、よろしくお願いたします。

渡辺委員長 ほかに質疑はございませんか。（なし）これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第107号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第107号 魚沼市総合案内及び物産販売施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（２）議案第 110 号 指定管理者の指定について（堀之内物産館）

渡辺委員長 日程第 2、議案第 110 号 指定管理者の指定について（堀之内物産館）を議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

浅井委員 指定管理者選定委員会審査結果の 9 番についてです。今回、指定管理で受けられた方は新しく組織を立ち上げたばかりのなんですけれども、この方は 9 番の項目に問題ないのでしょうか。

吉田産業経済部副部長 選定委員会の選定協議の経過というのは、私は委員会のメンバーではないので承知はしておりませんが、担当部局として指定管理者を選定するに当たりまして、事業計画等々の内容を確認する上においては十分スムーズな運営体制ができる、そういう団体だと理解しております。その上で、選定委員会のほうに諮って審査いただいたという経過になります。

佐藤（肇）委員 新しく立ち上げた団体ということで、この管理をするためにつくられたというお話を聞いているんですけれども、今現在この会社はどちらにございますか。商工会内とかというお話をちらっとは聞いたんですが、そこに事務所とか、そういった会社の形が既にあるのかどうかお聞きしたいと思います。

吉田産業経済部副部長 堀之内商工会が旧堀之内庁舎の2階に住所を構えておりますけれども、物産館の設立に向けた準備を行うに当たりその事務所の一角を借りて準備室を設けておりますし、今こちらの法人についてはその準備室を中心に物産館オープンに向けていろいろな準備を進めているところであります。

佐藤（肇）委員 前から事業そのものをやりたいということで商工会で音頭を取られ、この物産館の話につながってきたということはお聞きをしています。この会社というのは、もう既に登記が終わってこの名前の会社が出来上がっているということによろしいですか。

吉田産業経済部副部長 12月8日に登記は完了しております。

渡辺委員長 ほかにございませんか。（なし）それでは、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第110号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第110号 指定管理者の指定について（堀之内物産館）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで本委員会に付託されました議案については以上となりますが、市長からはほかに何がございませんか。（なし）委員の皆様からは市長に対して何かございませんか。（なし）ないようでしたら、これで市長は所用がございまして退席いたします。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（10：14）

（休憩中、市長 退席）

再 開（10：14）

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

（3）所管事務調査

（1）立地適正化計画への防災指針追加に係る改定概要について

渡辺委員長 日程第3、所管事務調査についてを議題といたします。（1）立地適正化計画への防災指針追加に係る改定概要についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

星産業経済部長 立地適正化計画への防災指針の追加につきましては、改定委員会を7月6日、10月10日、11月30日に開催しまして、検討を進めてまいりました。想定している災害につきましては、近年頻発化・激甚化している水に関する自然災害に対するもので、既にハザードマップが作成されているものを重ね合わせて分析をしております。素案が整理されましたので、概要を都市整備課長が説明いたします。

斉藤都市整備課長 （資料「立地適正化計画への防災指針追加に係る改定概要について」に

より説明) 今後の予定ですが、1月にパブリックコメントの募集、2月に都市計画審議会
で本案の審議、3月の産業建設委員会で本案について説明いたします。なお、本案はこの
防災指針の章のほか、ほかの章について時点修正を加えたものを併せて説明いたします。
最後に3月末に市長決裁を受けまして、成案としてホームページに公開する予定です。

渡辺委員長 ただいまの説明を受けて、質疑はございませんか。

佐藤（肇）委員 避難というように、指定の避難所からの距離500メートルでくく
られています。この500メートル以内であれば徒歩での避難、これを超えると徒歩では困難
ではないかという判断をされていますが、この500メートルというのはどういう根拠でつ
くられたのでしょうか。

斉藤都市整備課長 避難者が何とか自力で歩いて行ける距離が500メートルというよう
な方針から、500メートル以上は厳しいということで、500メートル以内と設定いたしました。

佐藤（肇）委員 高齢の方だとか車椅子の方だとか、そういった方は介助しながらであ
れば500メートルぐらいならば何とか行けるのかという、そういった判断での数値だと思
うんですが、実際には子どもたち、小学生でも学校まで毎日徒歩で通学しますので、歩
けない距離ではない。学校や体育館が避難所になったりしているの、小出の佐梨地区だ
ったら総合体育館に行くんだよというような形で、それなりに子どもたちは十分に行
けるのかなと。何かあったときの避難までの時間とかを入れて、何分以内にこれを
避難させるんだとか、そういうのがないと区域割りをしても難しいのかなと思
います。そういった時間的なベクトルは、入っているところがありますか。

斉藤都市整備課長 時間想定での避難につきましては、今回の想定では入っており
ません。人口密度とか、あとリスクを重ねた中での分析でありまして、時間に重
きを置いた避難というところまでは想定しておりませんでした。

佐藤（肇）委員 全体の大元の計画ですので、これに今度いろいろと肉付けを
され、実際の行動計画などそちらのほうで立てられるということだと思
うんですが、コンサルのほうで最大5メートル以上になるとか、そういう数字
を出されています。ただ、その5メートルが何分で5メートルになるのか。土
手が切れてそこまで1時間かかるとか、以前上流で被害があったときにそれ
が来るまで六日町からここまでは30分だとかありました。現地
でいろいろな人が動いているので、そういったものはどこかで盛り込んで
いる必要があるのではないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

斉藤都市整備課長 御指摘のとおり、きめ細やかな避難計画について、地区
の防災計画など避難計画と併せて検討していきたいと思っております。

佐藤（肇）委員 そういうのと重ね合わせないと、この500メートルという
のが非常に無意味になってしまう可能性があるのではないかなと思います。土
手が切れたら1分、2分で避難しようと言っても500メートルだって避難
できないわけです。今回は全体の計画ですので、ある程度これはやむを得
ないとは私は思うんですけども、ただ実際に今度は太い点線で囲んだ地区
ごとにそれぞれ避難計画だとか考えていく中では、そういった部分を少し
掘り込んでいく必要があるかなと思います。今後のところで見られるのか
お聞きします。

斉藤都市整備課長 防災計画の役割ですが、あくまで立地適正化計画は
居住誘導を旨とした計画でありまして、御指摘のところまで細かな計画
というのは立地適正化計画の中で盛り込めない部分だと思
いますが、防災担当課と十分検討した中で、さらに検討していきたい

と思っております。

佐藤（肇）委員　この適正化計画の中に、防災要素を今度取り入れて載せていくということになります。当然、誘導区域においても先ほど言われましたが、水上がりをするからといって誘導区域から外すことはできないというような形が見られます。逆の考え方なんです、この地域は水害が起こりそうだというようなことで今後は誘導区域から外していただくか、そういった細かい話が出てくるんだろうと思います。今住んでいる方もおられるし、そうされるとあんまり公表されたくないみたいな話も含んでくるんじゃないかと思います。そういったあたりについてはどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

斉藤都市整備課長　本計画の改定委員会の中でもそういった意見が出ておまして、居住誘導区域の見直し、またほかの自治体でも水害のハザードマップに合わせて居住誘導区域から外すような動きもありました。実際にそこに住んでいる方に対して、危険だからここは居住誘導区域から外して、さらには住んではならないような雰囲気になることはあってはならないと考えております。そういったことについて、今後見直しを図る中で検討を進めていきたいと思っております。

渡辺委員長　ほかに質疑はございませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結いたします。本件につきましては引き続き調査をすることで異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

(2) 公営住宅等再編整備計画（素案）について

渡辺委員長　次に、公営住宅等再編整備計画（素案）についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

星産業経済部長　公営住宅等再編整備計画につきましては、5月にコンサルに発注をいたしまして、将来の需要見込みを推計しながら既存の公営住宅の再編を検討してきました。将来的には公営住宅の戸数は充足しまして過剰気味になりますが、更新による住み替えを考えると短期的には不足する結果となっております。詳細につきましては都市整備課長が説明いたします。

斉藤都市整備課長　（資料「魚沼市公営住宅等再編整備計画素案説明資料」により説明）今後の予定であります、2月に都市計画審議会にお諮りして3月の産業建設委員会で本案について説明いたします。3月末に市長決裁を受けてホームページに公開する予定であります。

渡辺委員長　それでは、これより休憩といたします。

休　　憩（10：58）

再　　開（11：09）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浅井委員　中手原住宅のような特殊な条件のある住宅から、特公賃住宅への住み替えも可能

になるのでしょうか。

齊藤都市整備課長　　住み替えについて、できるだけ既存の住宅について活用できるように、県の担当課とただいま協議しているところです。具体的にこうしていきたいということは明言できませんが、そのように考えております。

浅井委員　　引っ越しをしなければならないという話になってくるんですけども、その際の引っ越し費用はどのように考えていますか。

齊藤都市整備課長　　引っ越し費用に関しては、全て市が補償するように現在も予算化しておりますし、これからも老朽化した住宅を住み替えてもらうときは市で引っ越し費用について補償する予定であります。

浅井委員　　4ページの第6章ですけれども、メゾンおおとちやまは維持管理、個別改善とあり、メゾンいりひろせは維持管理、長寿命化は行わないという表示になっていますけれども、この2つのアパートは建設時期はほぼ同じですがこの差は何でしょうか。

齊藤都市整備課長　　特公賃住宅と市有住宅の区分けでありまして、特公賃住宅は国からの補助金を受けて市が建設し、市有住宅については新潟県住宅供給公社が建設し入広瀬村に移管したものです。隣り合っていて、しかも似ている住宅であるから、その差はないように見えますが、特公賃住宅と市有住宅には国の補助事業活用の違いがあります。

浅井委員　　入広瀬は民間企業によるアパート事業算入もありませんので、この辺はあんまり差をつけないで同じような扱いにしていってほしいと思います。

佐藤（敏）委員　　説明で人口減少と高齢化ということが指摘されております。全くそのとおりだと思います。ただ、そうした中で民間の業者が結構住宅を造っているんですけど、その辺の民間の動きをある程度考慮したのかどうか伺います。

齊藤都市整備課長　　この計画をつくる上で、私が当時市内の不動産業者さんとアパートを営んでいる建築業者さんを回って意見交換をしてきました。そうした中で意見を聞くと、市内の民間アパートは足りてないというふうに聞いています。新築に関しては、どんどん需要があるので建てていきたいという意見がある一方で、古い住宅の管理については非常に苦慮しているというふうな話も聞いております。こうした意見交換をする中で、市営住宅については民間と競合しないようにしていきたいと計画に盛り込んでいます。

佐藤（敏）委員　　確かに若い人たちが住みたいところというのは足りないと思うんですけど、魚沼市全体で見るとかなり余りが生じてくる、これは人口減少も考えて当然そういう問題が出てくると思いますので、その辺、市内業者とよく連携をとって、その上で計画を立てていただくようにしてほしいということです。

齊藤都市整備課長　　委員の御意見を基にして、また検討していきたいと思っています。

佐藤（肇）委員　　今回、この計画を年度末でつくられて公表されるわけですが、その中で、これから何年以内にこの住宅は除却していくとか、何年後ぐらいをめどに大規模改修が入るとか、そういった情報もそれぞれ入居者さんのところにお伝えすることを並行してやられるのかという点についてはいかがですか。

齊藤都市整備課長　　現在井口住宅であったり、大清水第2住宅の入居者には用途廃止をする予定ですということをお伝えして説明会も開いております。さらに、住み替えについても案内して、住み替え先の住宅が見つかった場合は、費用をお支払いして引っ越ししてもらっています。この計画について、時期がまだ未定ですけれども、解体する予定の住宅について

は、入居者の方に説明会を開催して案内していく予定です。

佐藤（肇）委員 各地の建物で除却をするもの、用途廃止をしていくものということで、一応令和10年ぐらいまでをめどに表を作られています。で、この表が当然外に出ていくということになりますと、それぞれここに該当する住宅の方にも早目にお知らせが必要になってくる。今、話された井口住宅とかというのはわかりますけれども、それぞれのところについても当然お話をして、何年頃をめどにとか、そうでなかったら、計画をここでやりたいんだけどという話として、住み替えを早めに検討をお願いしますという話にしていかないと、なかなかその場になってから、じゃあやりますからといっても動けないということになると思うので、早いうち、元気なうちに動いてもらうというのが大事だと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

斉藤都市整備課長 計画について、現在の入居者に対して住み替えを含めて案内をしていきたいと思えます。こうした計画について明示することで、将来の生活についても考える機会になるかと思えますので、丁寧な説明をしていきたいと思っています。

佐藤（肇）委員 事業費の概算、この中に入れてありますけれども、こういうことまで一緒に出していくのかどうか。まだかなり先の話なので、この計画は計画としてわかるんですけど、公表の段階でその辺についてどのように考えているのかお聞きします。

斉藤都市整備課長 佐藤委員のご指摘のとおりでありますので、この事業費の明示については今後検討してまいります。

渡辺委員長 委員長交代をお願いします。

佐藤（肇）副委員長 それでは申し出がありましたので、委員長交代させていただきます。私が委員長をさせていただきます。それでは、渡辺委員。

渡辺委員 この民間の賃貸住宅を1戸単位でも借り上げますというところが、こちらのほうは5年間の期限付き入居ということになっています。あと、一括の新築の借上げ方式ですか、新築の買取り方式については、借り上げの方は20年程度ということになっていますが、例えば、今入っている方々がいずれは、ここだったら私移ってみたいと言ったときに5年間の期限付きっていうのはちょっと自分でこのアパートを選んだんだけど、5年となるとちょっと住み替えが進まないのではないかと思うんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

斉藤都市整備課長 ここで1戸単位と記載してあり、既存の民間アパートで一般の入居者の方が入っているところにスポットで市営住宅の方が入居するようなイメージであると思えますが、どちらかというところ、1棟を借りるようなイメージでおりました。一般のアパートの入居者の方と市営住宅対象の方が同じ場所に入るというのはなかなか難しいと考えますので、1棟借り上げて、そこを市営住宅として管理していくようなことを考慮しており、その期間を5年と区切っているものをご理解願いたいと思えます。

渡辺委員 古い住宅だったとしても、1棟全部空き室になっているところはないかなと思います。なので、私はここは1部屋単位というか、1戸単位で借り上げますというふうになっているのかなと。その際に、市営住宅に入る方々がそこに入る場合には一般の方よりは安く入るためにこちらが借り上げて、安く貸せるということになると思えますので、丸々一つのというか、全ての居室が空き室になっているところを借り上げるというのはちょっと現実的ではないと思えますので、私はここは1戸でいいと思っています。

その辺、どのように周りの方々の理解を深めていくのか、また、所有者との理解を深めていくかというあたりが課題だとは思いますが。私はこのままの1戸単位で借り上げたほうが現実的ではないか。その中で、借上げ期間を5年期限付きであったとしても更新が可能だとかというようなところで対応できたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

齊藤都市整備課長　今の委員の意見をもとにして、さらに検討してまいりたいと思います。

佐藤（肇）　これで委員長を交代します。

渡辺委員長　それではほかに質疑ございませんでしょうか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件につきましても、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで、ご異議ありませんか。(なし) そのように決定いたしました。

(4) 閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長　日程第4、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

(5) その他

(1) スキー場の民営化進捗状況及び須原スキー場駐車場について

渡辺委員長　日程第5、その他を議題といたします。(1) スキー場の民営化進捗状況及び須原スキー場駐車場について執行部に説明を求めます。

吉田産業経済部副部長　それではスキー場の民営化進捗状況及び須原スキー場駐車場について説明いたします。説明につきましては、観光課長が説明いたします。

鈴木観光課長　最初に民営化推進に向けた状況について報告をさせていただきます。昨年10月18日に協議会を設置をし、令和4年度が6回、令和5年度においては7月までの間に協議会を5回開催したところです。今の状況ですが、そのうちの一つの運営事業者の事務局長に不幸があり、運営団体から新しい人員を配置確保するまで協議をストップいただきたいというような申入れがございました。新しく協議会のメンバーとなる新事務局長が11月に就任されている状況で、今時点で新しい事務局長とその運営団体において、これまでの魚沼におけるスキー場への期待や課題のレクをした上で、再度市に動きを見て声がけをするのでそれから協議会を再開していただきたいというような状況でした。今時点は次の協議会の開催に向けて予定はまだない段階です。時間がない部分は承知をしておりますので、また動き出しに向けて促していきたいと思っております。

続きまして、須原スキー場駐車場関係のその後についてです。調停の成立に伴って半分を返さなければならない、駐車ができないという状況で、最終的な結論として理解をいただいていたところでもあります。11月下旬に現場に航空写真を用いた大きい図面を持って行って、実際にどこで代替駐車場として利用できるのかというのを運営事業者と観光課

職員と歩きながらいろいろ場所を見た経緯がございます。今時点では、今の駐車場の道路を挟んだ反対側のところの少し雑種地的な部分、あと農地、田んぼとして活用している場所があるんですけども、その一部を圧雪して一般駐車場として何とか利用ができないかというようなことで現場でも相談をし、調整をしてもらうということになっております。それだけでは当然駐車場が不足しますので、今までもピークになる時期には従業員の方が近くの建設業者さんの敷地を借りて停めている敷地がございます。そちらでの一般客の利用がもう少し除雪を拡大した中でできないかということで、そちらの現場もその際に行ったところなんです。現時点ではその利活用できるように、建設事業者と運営事業者側で協議をしていただいているところです。長期的な部分として、目黒邸の脇の駐車場が昔は須原スキー場の第2駐車場というようにことで利用をしていた経緯がございます。今時点はトイレ利用程度の除雪、雪捨て場の状況になっています。周辺の家並みを見ますと、空き家を除却してちょっと広い敷地の除雪の雪を飛ばせるような場所も見受けられておりますので、今シーズンそのエリアを請け負っている除雪JVの皆さんと協議をしながら、例えば目黒邸脇の排雪場所を別の敷地に動かす中で、この駐車場をスキー場として利用ができないかというような協議を進められればと思っております。

渡辺委員長　これより質疑を行います。質疑はございませんか。

星委員　今ほど説明のあった雑種地、田んぼを圧雪するところはおおむね何台くらい車を停められますか。

鈴木観光課長　今まではスキー場の従業員の方が停めるスペースとして実際に利用していた場所になるんですけども、当然雪足場ですので、今後試してみないとということはあるんですが、普通の駐車場のように入に入れて、次に入れてというような止め方はできません。そんなに多くの台数が止められるようなイメージではない想定ではおります。

星委員　須原スキー場の駐車場は第1駐車場と第3駐車場だと思うんですけど、第1駐車場が半分になったので、すぐ満車になってしまうと思います。その場合、まずは目黒邸駐車場から、次に建設業者のところに行くのか、それともまず第1駐車場が満車になったら、第3駐車場に回して、第3駐車場が満車になってから目黒邸とか建設業者のところを使うのか、その辺の順番はもう決まっているんですか。

鈴木観光課長　実際には順番はまだ決めておりません。それは第1駐車場が委員見込みのとおりすぐに埋まる可能性が高いです。須原地域の民宿でバスを持っているということも聞いておりますので、第3駐車場からのピストンというのも当然想定しながら、雪足場のところはある程度の雪が降らないことには駐車場利用というのが不可能な状態ですので、打ち合わせはこれからになりますけれども、まず第1、次が第3、次に建設業者さんの駐車場というところが順番になるのではなかろうかなと考えます。

星委員　ファミリー層の方の意見を聞くと、第1駐車場はすぐ上がってリフトに乗らなくても遊べるスペースなので、第3駐車場に回されると、バスがあれば解決できると思うんですけど、できればあんまり順番決めないでほしい。目黒邸のところからだったら、ソリを持って歩いて行きやすいというか、いきなりすぐ第3に行ってもらうのはとても手間だと思いますので、柔軟に考えていただきたいと思います。

また、市のホームページから観光のところに行って、スキー場のページに入るとスキー場の情報が見えるし、須原スキー場のホームページも情報に載っているんですけど、私が

見たところだと駐車場の情報ですけど、そういうニュースがどこにも載ってないような気がするんですけど、その辺はどうでしょうか。

鈴木観光課長 調停の成立が先々月の下旬だったというところがあります。オープン間近ですので、誤解を招かないようにホームページの改修を徹底をさせてもらいたいと思います。

星委員 地元のシニア層の方たちにこの駐車場のことを説明すると、すごく残念だけど前向きに今まで一人1台で行っていたけど、今度は3人で1台で行こうとすごく嬉しいことも言ってくれるので、ぜひ情報を載せていただきたいなと思います。

浅井委員 よくわからないので教えてもらいたいんですけど、第2駐車はあるのですか。

鈴木観光課長 目黒邸の脇のところを昔第2駐車場と呼んでいました。今は県の除雪の雪捨て場、トイレ部分は確保しています。

渡辺委員長 ほかに質疑ははございませんか。(なし) なければ、質疑を終結いたします。本件につきましても引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(2) 商工会合併の進捗状況について

(3) 令和4年度緊急経済対策事業の検証について

- ・ 魚沼市プレミアム付商品券事業の検証について
- ・ 省エネルギー設備等更新支援事業の検証について

渡辺委員長 (2) 商工会合併の進捗状況について及び(3) 令和4年度緊急経済対策事業の検証について執行部に説明を求めます。

吉田産業経済部副部長 それでは商工会合併の進捗状況について、説明させていただきます。9月28日に、堀之内、小出、湯之谷、広神の4つの商工会長によりまして、合併基本協定書の調印を執り行いました。その後、令和7年4月1日の合併に向けて魚沼市4商工会合併推進協議会を設置し合併に向けた協議を進めているところです。この合併推進協議会は、今まで月1回のペースで2回開催されておりますけれども、ここの中で協議している内容が昨年度、令和4年度に4つの商工会で、経営指導員、また商工会の皆さんから構成されるその検討協議会の中で事前協議を重ね、そこで協議をした新しい商工会の組織、財政、そして各商工会の事業など、27の項目を整理し、まとめ上げた項目について、今その推進協議会の中で協議をしているところです。この27項目全て、協議は今継続中でありますので、一つ一つ協議を重ねた上で、全てが承認された後、合併契約書の案の作成に取りかかり、そして予定されているスケジュールでは、令和6年11月頃までにそれぞれの商工会で臨時総会を開催して合併契約の承認をいただいた後に、令和6年の11月下旬、もしくは12月ぐらいになると思うんですが、そこで正式に合併契約の締結の手続を踏むというようなスケジュールになっております。まだまだ協議は現在進行中でございますが、それについてはまたこちらの委員会で説明させていただきたいと考えております。

続きまして、令和4年度緊急経済対策事業の検証について、報告をさせていただきます。始めにプレミアム付き商品券事業について報告させていただきます。(資料「R4年度 魚沼市プレミアム商品券事業に関するアンケート調査報告書」により説明)

過去にこの商品券事業を3回やっております、これで全4回やったこととなりますけ

れども、過去はアンケート調査を実施しておりませんが、恐らく今回のこのアンケート結果という部分が過去3回と同じような傾向だったというふうには判断できますので、全3回やった商品券事業によりまして、新型コロナ禍で落ち込む地域経済、それをこの商品券事業を行うことで、市民の消費喚起を促し、消費の下支えに非常に寄与し、地域経済の活性化を図ることができたのではないかと考えております。また、プレミアム率を1回目から100%という、かなり高い率で設定した商品券事業でありましたので、市民の消費喚起を促すという側面だけではなく、市民生活の支援という部分でもやはり大きな効果があったものと考えております。

次に、省エネルギー設備等更新支援事業についてであります。(資料「令和4年度「省エネルギー設備等更新支援事業補助金」に関する施策効果の検証について」により説明)

渡辺委員長 これから順に質疑を行います。最初に商工会合併の進捗状況について質疑はありませんか。

佐藤(敏)委員 魚沼市には5つの商工会があると思います。今回、4地域ということですが、なぜ5つでできなかったのか。今後、統一する指導なり予定があるのでしょうか。

吉田産業経済部副部長 守門入広瀬商工会は、今の商工会の合併協議に先立って、昨年合併をしたところであります。なぜというところについては、各商工会のそれぞれの考え方の中で、今の4商工会の合併協議には加わらず、守門入広瀬で一つの合併商工会をまず立ち上げようということでもいろいろ協議を重ねた上での判断と考えておりますので、そちらの判断結果については私からは申し上げることはございません。また、今後につきましても、現時点においては守門入広瀬商工会はまだ合併したばかりでありますので、当面は今の合併協議には加わらず、そのままの状態でも活動をしていきたいと聞いておりますが、今後の状況が変わる中で、また協議がもしかしたら出てくるかもしれませんが、進めている合併協議の枠組みの中には、今の守門入広瀬は入らないということは確実にございます。

佐藤(敏)委員 ここへ来て急にということにはならないと思うんですけど、いずれ遅くならない機会に一緒になるように指導していくべきだと思います。

吉田産業経済部副部長 それぞれ守門入広瀬商工会は会員の方々を含めて今後の方向性、今後どうあるべきかというのを議論し、判断すべきものと考えておりますので、そちらの判断を尊重したいと考えております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか(異議なし) そのように決定しました。

次に令和4年度緊急経済対策事業の検証について、魚沼市プレミアム付き商品券事業の検証について質疑はありませんか。(なし)なければ、質疑を終結いたします。本件につきましては以上とさせていただきますと思いますが、異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

次に、省エネルギー設備等更新支援事業の検証について質疑はありませんか。(なし)なければ、質疑を終結いたします。本件につきましても以上といたします。異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(4) 農協合併について

渡辺委員長 (4) 農協合併についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

星産業経済部長 農協合併につきましては、皆さん既にご承知のことと思っておりますけれども、来年2月1日にJA北魚沼が十日町、津南町、越後おぢやそれぞれのJAと合併してJA魚沼が誕生する予定となっております。(資料「合併JAの組織・事業規模(数値は令和4事業年度末の4JAの合計)」等により説明)

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)なければ、質疑を終結いたします。本件につきましては、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(5) ガス託送料金の減額改定について

(6) 水の郷工業団地ガス製造所の気化器修繕について

渡辺委員長 (5) ガス託送料金の減額改定について及び(6) 水の郷工業団地ガス製造所の気化器修繕についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

山内ガス水道局長 それでは、ガス水道局からは、ガス託送料金の減額改定と水の郷工業団地ガス製造所の気化器修繕について説明いたします。まず、託送料金の減額改定についてですが、都市ガス事業につきましては、電気事業と同じように電気事業の送配電事業と小売事業が分離されているのと同じように、都市ガスもガス管を管理運営している部門と、小売部門というのが原則分けて運営するよう定められております。このたび小売料金については、今は規制がかかっていないんですが、この導管を利用するための託送料金については、いまだに経済産業省の管轄下の中で規制されておりますので、こちらについては、減額の改定を行うものです。理由としましては、想定していた状況よりも人員削減などによって経費が少なくなったり、もしくは予測していたよりも、多くのガスが販売されたといったような状況の中で、国が定めている一定の条件に達して、このまま放置してしまいますと国から改定の命令が出てくるというような状況になりますので、今年度中に作業を進め、来年度4月1日から減額改定しますという届出をすることで、その命令を回避するということになっております。

続きまして、水の郷工業団地ガス製造所の気化器修繕につきましては、こちらは平成22年に建設した施設になるわけですが、一定期間経過しまして、今回定期点検した中で3基ある気化器のうち2基について傷があるということが判明しました。この傷を放置しますと、保安基準の中でもって、運転してはいけませんということになりますので、早急に修繕が必要になりました。ただ、こちらは、具体的に修繕費が一体幾らかかるのかというのが、表面についている傷の深さを削ってみた上で検査をして、どういう対応をするかという形で行うものですから、現時点ではなかなか金額が確定できないということもありまして、補正対応というのがちょっと難しい状況になりました。もう12月で雪も心配なところなんですけれども、早急に直していくために、予算の流用で対応させていただくということで、今回、報告させていただきます。詳細については、担当から説明をさせます。

大桃ガス水道局業務課庶務係長 私からガス託送料金の減額改定について説明させていただきます。(資料「ガス託送料金の減額改定について(ガス水道局業務課)」により説明)

渡辺施設課長 水の郷工業団地ガス製造所の気化器修繕について説明させていただきます。

(資料「水の郷工業団地ガス製造所の気化器修繕について(ガス水道局施設課)」により説明)

渡辺委員長 これから順次、質疑を行います。ガス託送料金の減額改定について質疑はありませんか。(なし)なければ、質疑を終結します。本件について引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし)それではそのように決定しました。

次に、水の郷工業団地ガス製造所の気化器修繕について質疑はありませんか。

浅井委員 今回のこれは、経年劣化なのか、それとも最初から造りに問題があったのか、どちらでしょうか。

渡辺施設課長 一般的に、こういう機械ものの耐用年数が15年と言われておりますので、個体差はあると思いますけれども、経年劣化による損傷と考えております。ちなみにLNGというのは、液化天然ガスでして、零下200度近いものが流れますので、損傷が発生しやすいと聞いております。

渡辺委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし)なければ、質疑を終結いたします。本件につきましても引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし)そのように決定しました。

以上で予定をしていた案件を全て終了いたしました。委員の皆さんからほかにご意見、協議事項等はありませんか。

佐藤(敏)委員 須原スキー場の駐車場ですが、遅くならないうちに委員会として現地調査を行ったかどうかということ、有機センターの積載オーバーの件がありましたけれども、常態化をしないで適正な運営ができるために、こちらも現場を見る必要があるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

渡辺委員長 今ほど佐藤委員から須原スキー場の駐車場の件と、そしてまた有機センターの件で、委員会として現地調査をしたいという申出がございました。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。(異議なし)異議なしと認めます。日程調整につきましては、できるだけ早い時期で行えるように事務局、そして執行部と調整させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。〔委員長に一任と呼ぶ者あり〕ではそれで決定させていただきます。ほかにご意見、協議事項等ございませんでしょうか。(なし)執行部は何かございますでしょうか。(なし)それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議録の調製につきましては委員長に一任願います。本日の産業建設委員会はこれで閉会いたします。

閉 会 (12:14)